

**令和7年台風第22号・第23号にかかる
八丈町への応援業務
～調査・発行を中心に～**

**東京都総務局総合防災部
防災管理課復興企画担当**

令和8年7月9日

- 1 都の応援の概要
- 2 被災者相談窓口の設置
- 3 応援職員の声
- 4 まとめ

- 1 都の応援の概要
- 2 被災者相談窓口の設置
- 3 応援職員の声
- 4 まとめ

1. 都の応援の概要（災害即応本部設置から廃止まで）

【台風最接近】 第22号：令和7年10月9日(木)朝、第23号：令和7年10月13日(月)昼前

令和7年10月7日(火) ・ 台風接近前に八丈島等に情報連絡要員（LO）を派遣

令和7年10月8日(水) ・ 災害即応対策本部を設置し、本部会議（第1回）を開催
・ 暴風特別警報発表の八丈町等を含む7町村に、災害救助法適用

令和7年10月10日(金) ・ 町村・支庁支援のため、応援職員の派遣を開始
・ 災害救助法について台風第22号・第23号を一体として適用を決定
・ 八丈町へ飲料水や生活物資等の輸送を開始

令和7年10月15日(水) ・ 知事が八丈町を視察し、被害及び避難の状況を確認

令和7年10月17日(金) ・ 応援職員を派遣し住家被害認定調査を開始

令和7年10月31日(金) ・ 罹災証明書の交付及び災害援護資金貸付金の申請受付を開始
（罹災証明交付の為の応援職員を29日に派遣）

令和7年11月28日(金) ・ 内閣府が、八丈町等の区域に係る災害について激甚災害として指定
・ 災害即応対策本部会議（第5回）を開催の上、本部を廃止

1. 都の応援の概要（罹災証明書交付・住家被害認定調査）

【台風最接近】 第22号：令和7年10月9日(木)朝、第23号：令和7年10月13日(月)昼前

令和7年10月10日(金) ・ 関係者と住家被害認定調査に関する今後の方針を協議
(内閣府、八丈町、罹災証明コーディネーター、事業者)

令和7年10月15日(水) ・ 住家被害認定調査体制構築のため、関係者現地入り

令和7年10月17日(金) ・ 住家被害認定調査応援職員第1陣派遣（10名）
(17日に実地研修の上、18日より本格調査開始)

令和7年10月29日(水) ・ 罹災証明交付応援職員第1陣派遣（8名）
(31日より交付開始)

令和7年10月31日(金) ・ 第1回専門家相談（～11月3日）

令和7年11月21日(金) ・ 第2回専門家相談（～11月24日）



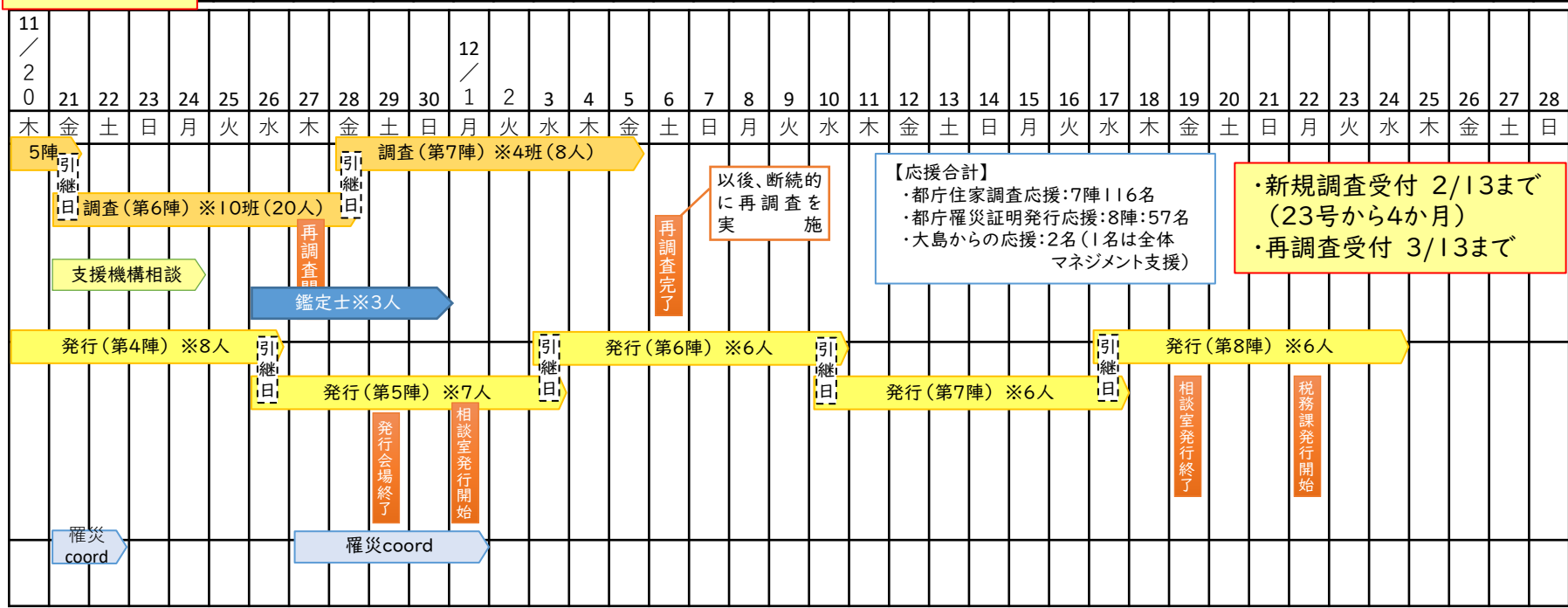
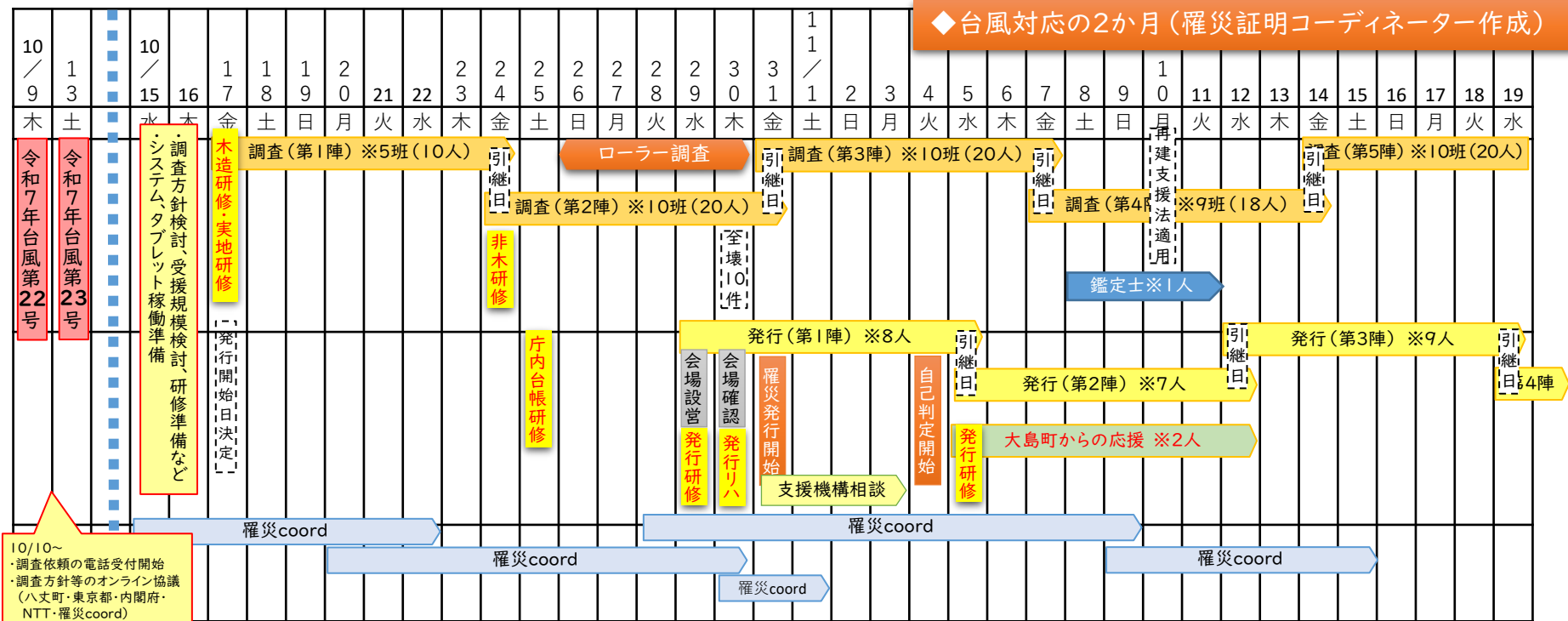
＜住家被害認定・罹災証明交付にかかる応援状況＞

住家被害認定調査：10月17日(金)～12月5日(金) 計116名

罹災証明交付応援：10月29日(水)～12月20日(土) 計57名

※別途、役場支援要員としての応援職員も派遣

◆台風対応の2か月（罹災証明コーディネーター作成）



1. 都の応援の概要（職員派遣方針と派遣サイクル）

【応援職員派遣に関する考え方】

発災当初において被害の全体像が見えない中、迅速な派遣を優先し、都職員を中心とした派遣を検討

【住家被害認定調査】

- 当初の陣においては、被災地での住家被害認定調査経験のある職員を選定
- 応援職員の入替は毎週金曜日とし、前日に庁内で事前説明を実施
（金曜日は引継ぎを兼ねて、前陣と後陣が一緒に調査）
- 非木造調査に関しては、建築職の職員を中心に割り当てるよう班編成

【罹災証明交付】

- 被災地での経験有無に関わらず全庁から応援職員を選定
- 応援職員の入替は毎週水曜日とし、前日に庁内で事前説明を実施
（水曜日は引継ぎを兼ねて、前陣と後陣が一緒に業務）
- 事前説明に際しては、交付の前提となる住家被害認定調査の概要や八丈町での現状を説明

1. 都の応援の概要（派遣職員への事前説明）

【住家被害認定調査派遣職員への事前説明資料より抜粋】

2. 八丈町における住家被害認定調査業務の概要

1. 概要

- ・ 主な業務内容：**現場における住家被害認定調査** ※10月18日（土）から調査開始
（事前に町職員にてアポ取りした住家へ訪問し調査を実施）
- ・ 体制：1班（町職員1、都職員2）×10班
※5台はレンタカー（都職員運転）。状況次第で、都職員のための編成もあり
- ・ 調査件数：1日3件～4件
※現地状況により変動の可能性あり、第2陣においては、10月26日以降、事前の調査依頼に基づかないローラー調査を実施
- ・ 調査終了後、住民へ「調査済証」を交付
- ・ 業務時間：9時00分～17時45分まで ※延長の可能性あり
（一日のスケジュールイメージは以下のとおり）

9：00	八丈町役場到着後全体ミーティング
9：30	各班ごとに調査開始（午前）
12：00	昼休憩（各班ごと）
13：00	各班ごと調査開始（午後）
17：00	八丈町役場帰庁後全体ミーティング&システム集計
17：45	業務終了

1. 都の応援の概要（派遣職員への事前説明）

【住家被害認定調査派遣職員への事前説明資料より抜粋】

2. 八丈町における住家被害認定調査業務の概要

2. 初日のスケジュール ※変動の可能性あり

	第5陣	第6陣
8 : 3 0	—	八丈島空港着
9 : 0 0	荷物を全てまとめて役場到着	レンタカーで移動
9 : 1 5	調査&引継ぎ準備	
9 : 3 0		役場到着 (到着後災対服に着替え)
1 0 : 0 0	顔合わせ・ミーティング	
1 0 : 3 0	各班ごとに調査開始（第5陣に第6陣が同行）※2件目標	
1 5 : 3 0	役場帰庁	
	各班ごとに調査結果確認（システム入力）	
1 6 : 1 5	役場発（途中で給油）	ミーティング
1 6 : 4 5	八丈空港着（車返却）	
1 7 : 3 0	八丈空港発	
1 7 : 4 5		業務終了

※座学での住家被害認定調査の方法やシステム操作方法の詳細なレクチャーをする時間は無いため、現地で一緒に調査をしながら、引継ぎ

1. 都の応援の概要（派遣職員への事前説明）

【住家被害認定調査派遣職員への事前説明資料より抜粋】

2. 八丈町における住家被害認定調査業務の概要

3. 八丈町での調査における留意点等①

- ・ 証明書は以下の3種類
 - ① 罹災証明書 [要調査]
被災した住家（居宅）の居住者に対して当該住家の被害程度を証明する書面
 - ② 被災証明書 [要調査]
店舗や倉庫など居宅以外の建物の持ち主・借主＜そこに住んでいない人＞に対して当該建物の被害程度を証明する書面
 - ③ 被災届出証明（被災証明（動産）） [調査不要]
車など動産被害について被害の届け出があったことを証明する書面
- ・ 調査は風害の調査であり、基本的には内観調査が必要
- ・ 現地にて、複数の調査対象の建物がある場合は、住家と非住家に分けて調査を実施（アポ取り時点で十分に聞き取れていない可能性あり）
- ・ 調査は調査アプリと損害割合カリキュレーターを使用
調査アプリ：タブレット上で各種項目を入力
損害割合カリキュレーター：部位判定の計算を電子上で行うためのツール
- ・ カリキュレーターの利用には家屋の図面が必要であるが、無い家もある。その場合は、現場にて作図。なお、聞き取りにより、被害がごく一部の場合は、被害が生じている居室等だけ調査して図面を作成

1. 都の応援の概要（派遣職員への事前説明）

【罹災証明交付派遣職員への事前説明資料より抜粋】

3. 罹災証明書交付業務の概要

1. 概要

- ・ 主な業務内容： **罹災証明書の交付**
（事前に住家被害調査が終わった方が交付対象）
10月31日（金）より交付開始
- ・ 会場：八丈町役場 1 階相談室
※11月29日までは、庁舎玄関脇のギャラリーで交付
- ・ 窓口：2ブース。基本的には応援職員にて対応（都職員のためのブース）
- ・ 12月より土日は窓口休止。都職員は待機日として、引継書のブラッシュアップや島内視察、システムへの入力作業等を実施
- ・ 1日の交付件数は平均30件程度。申請促進のために、Xや防災無線で周知
- ・ 勤務時間：8時30分～17時15分 ※延長等の可能性あり
（予定スケジュールは以下のとおり。）

8：30	会場準備
9：00	受付開始
16：30	窓口対応終了
16：45	翌日準備
17：15	業務終了

1. 都の応援の概要（派遣職員への事前説明）

【罹災証明交付派遣職員への事前説明資料より抜粋】

3. 罹災証明書交付業務の概要

2. 初日のスケジュール ※変動の可能性あり

	第5陣	第6陣
8 : 3 0	荷物を全てまとめて役場到着	八丈島空港着
9 : 0 0	窓口開設	レンタカーで移動
9 : 1 5	窓口対応	
9 : 3 0		役場到着
1 0 : 0 0		顔合わせ
1 0 : 3 0	第5陣に第6陣が付き発行業務 ※引継ぎ	
1 6 : 0 0	発行業務終了	
1 6 : 1 5	役場発（途中で給油）	ミーティング
1 6 : 4 5	八丈空港着（車返却）	
1 7 : 3 0	八丈空港発	
1 7 : 4 5		業務終了

※座学でのシステム操作方法の詳細なレクチャーをする時間はないため、
現地で一緒に業務を行いながら、引継ぎ。
なお、システム操作等について、前陣においてマニュアル作成済みとのこと。

1. 都の応援の概要（派遣職員への事前説明）

【罹災証明交付派遣職員への事前説明資料より抜粋】

3. 罹災証明書交付業務の概要

3. 八丈町での罹災証明書交付における留意点等

- ・ 証明書は以下の3種類。このうち、**今回の対象は①及び②**
（③は町役場総務課にて対応するため今回の会場では行わない）
 - ① 罹災証明書 [要調査]
被災した住家（居宅）の居住者に対して当該住家の被害程度を証明する書面
 - ② 被災証明書 [要調査]
店舗や倉庫など居宅以外の建物の持ち主・借主＜そこに住んでいない人＞に対して当該建物の被害程度を証明する書面
 - ③ 被災届出証明（被災証明（動産）） [調査不要]
車など動産被害について被害の届け出があったことを証明する書面
- ・ 交付に際しては、NTT東日本「被災者生活再建支援システム」を利用
- ・ 「自己判定方式」を導入中。
「自己判定方式」とは、現地調査は行わず、被災者の持参した写真にて証明書を発行するもの。調査を行わないため、被害の程度は一番程度の低い「一部損壊」となる。
- ・ 被災者からの相談に関しては町の担当課を案内（前陣で作成した一覧あり）
- ・ 世帯の取扱いについては住基情報をベースとする（参考事例後述）

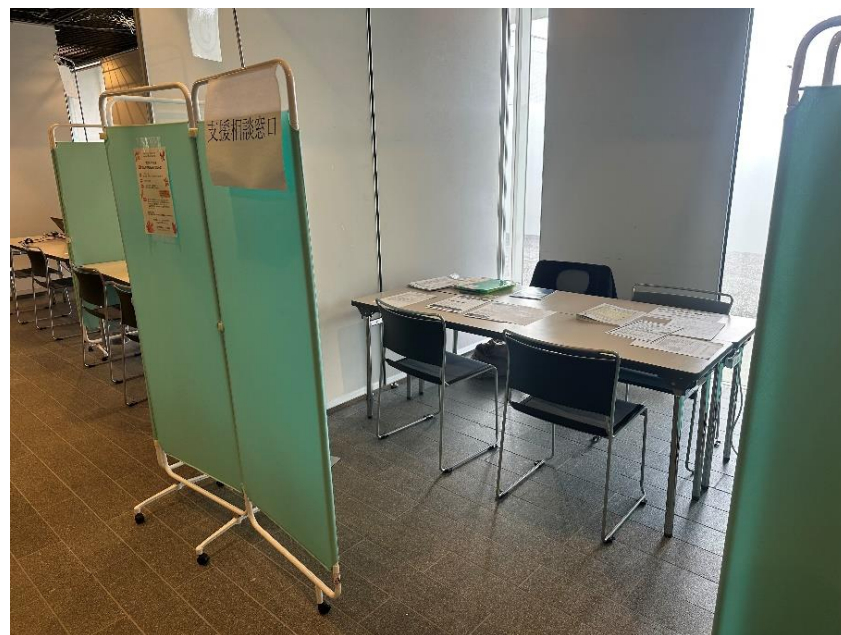
- 1 都の応援の概要
- 2 被災者相談窓口の設置
- 3 応援職員の声
- 4 まとめ

2. 被災者相談窓口の設置（専門家派遣）

- 都と専門家団体との協定に基づき、罹災証明書の交付会場に、専門家による相談窓口を設置
- 弁護士、司法書士、建築士等の専門家が連携して被災者の生活再建を支援
- 第1回：令和7年10月31日から令和7年11月3日
第2回：令和7年11月21日から令和7年11月24日



＜罹災証明書交付会場＞



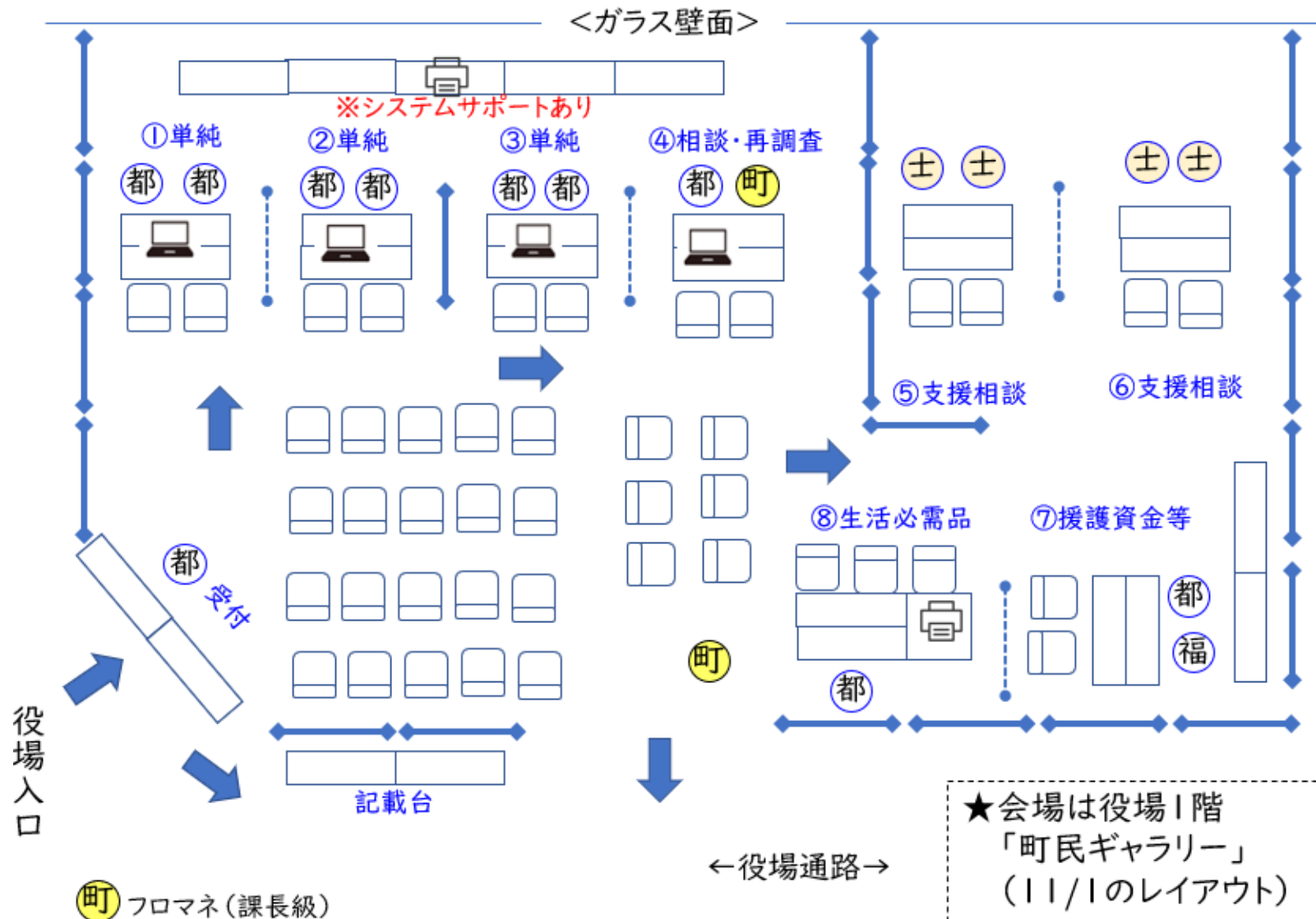
＜相談窓口ブース＞

2. 被災者相談窓口の設置（専門家派遣）

【会場レイアウト】

(屋外:中央広場)

◆11/1時点 発行会場(罹災証明コーディネーター作成)



2. 被災者相談窓口の設置（専門家派遣）

【復興まちづくりの支援に関する協定】

被災時の法律相談や助言等のため、都と専門家団体とで協定を締結

協定締結日	締結先
平成19年1月11日	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会 東京司法書士会 東京税理士会 東京都行政書士会 東京土地家屋調査士会 東京都社会保険労務士会 （一社）中小企業診断協会東京支部 （公社）東京都不動産鑑定士協会 （公社）日本建築家協会 （一社）東京都建築士事務所協会 （公社）日本技術士会 （一社）再開発コーディネーター協会
平成22年3月26日	（一社）東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会 （公社）東京公共嘱託登記司法書士協会 日本公認会計士協会東京会 日本弁理士会関東会
平成22年5月31日	（一社）全日本土地区画整理士会
平成28年12月1日	（公社）東京社会福祉士会

2. 被災者相談窓口の設置（専門家派遣）

協定概要

東京都は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班の派遣を要請することができる。

- ①東京都が専門相談を実施する場合
- ②区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合
- ③その他、派遣が必要な場合

派遣要請の流れ

- ①東京都から、災害復興まちづくり支援機構※へ派遣要請
※各専門家団体が連携し災害復興に関する様々な支援活動を行っている団体
- ②支援機構は、東京都からの派遣要請があった場合、各専門家団体と協議し、まちづくり支援班を編成
- ③各専門家団体は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣

過去支援事例

- ・平成25年に発生した大島町土砂災害時において、協定に基づき、弁護士等の専門家延べ20名を派遣
- ・「特別相談窓口」を開設し、被災者相談を実施

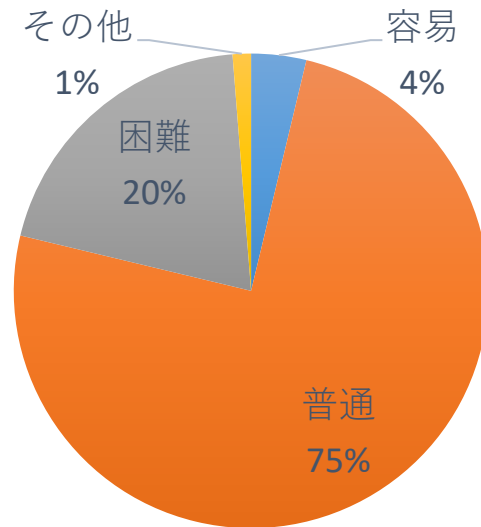
- 1 都の応援の概要
- 2 被災者相談窓口の設置
- 3 応援職員の声
- 4 まとめ

3. 応援職員の声（住家被害認定調査）

- 派遣終了後、住家被害認定調査に従事した職員へアンケートを実施
- 概要は以下のとおり（回答数：80）

【風害調査の難易度】

■ 容易	3
■ 普通	60
■ 困難	16
■ その他	1

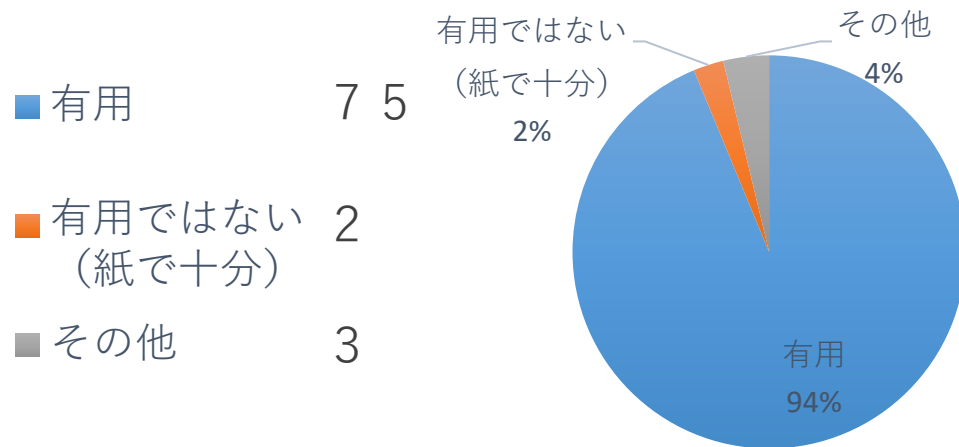


【意見抜粋】

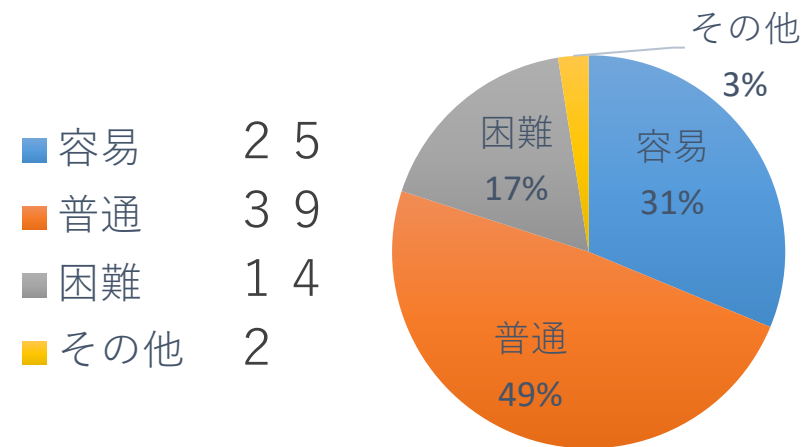
- ・ 派遣当初は判定等に手間取ったが、後半はスムーズにできた。
- ・ 判断に悩む場合もミーティングなどで共有し解決できていたため良かった
- ・ 地震の被害に比べて明確なものが少なく、判断するにあたって迷うところがあった
- ・ 国の指針で示されている被害例と風害による被害が一致せず、判断に迷うケースが多かった

3. 応援職員の声（住家被害認定調査）

【モバイルシステムの有用性】



【モバイルシステムの操作難易度】

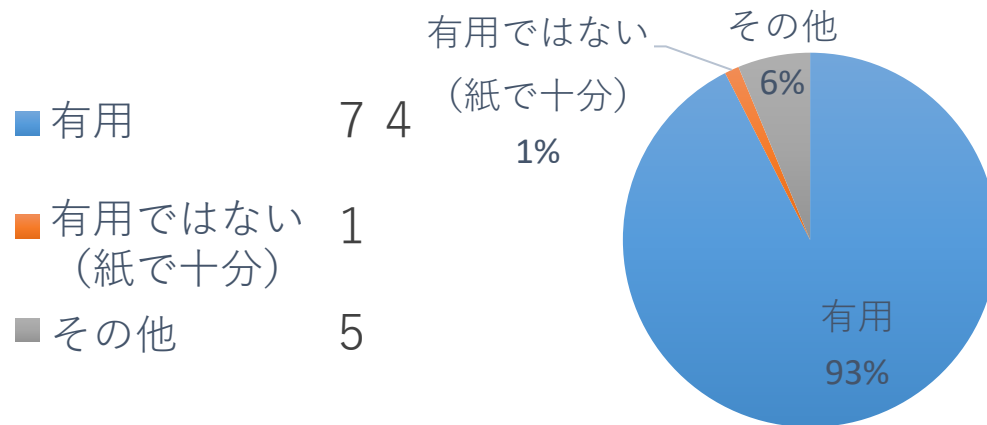


【意見抜粋】

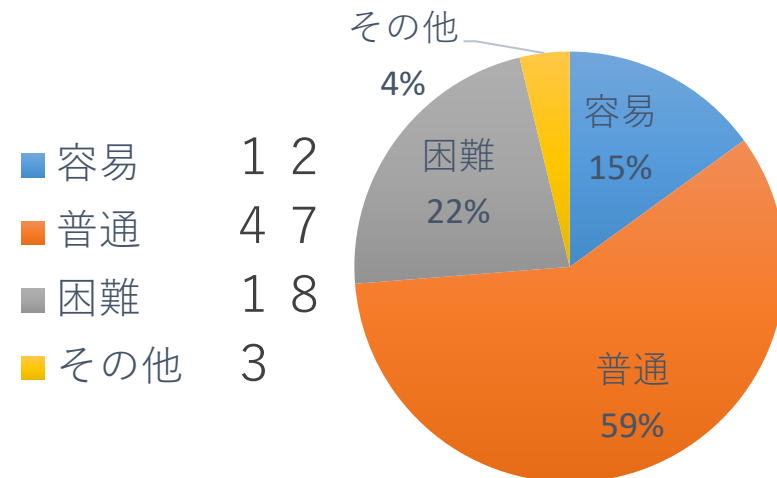
- ・ タブレット1台で調査が完了するため便利
- ・ その場で家屋のファイルに写真を紐づけることができるので、間違いがなく良い
- ・ 入力が必要な項目が列挙されており、調査忘れなどを防ぐにも有用
- ・ 紙調査に比べ、大幅に時間短縮になる。
- ・ 入力項目が多いと思うが、慣れれば難しくはない。
- ・ UIが貧弱。取込み後の更新ボタンの連打や一定の条件でないと現れないタブなど、「こうしないと動かない」という仕様が多い。
- ・ 操作の順序など直感的には扱えない部分があった。

3. 応援職員の声（住家被害認定調査）

【損害割合カリキュレーターの有用性】



【損害割合カリキュレーターの操作難易度】



【意見抜粋】

- ・ 損害割合を自動計算してくれるため、計算ミスが起こらない
- ・ 図面が少し書きづらいが、点数付けが容易で扱いやすかった。
- ・ 平面図の作図及び損傷個所の入力が直感的にできるため、有用であると感じた。
- ・ 作図に際しては少し手間だが、それ以外はそれほど難しい操作はない
- ・ 操作自体は慣れれば問題ない。
- ・ タッチペンの操作もあるが、細かい操作は少し難儀する
- ・ 紙で作図するよりは有用だが、操作性に難があるシステムであった。
- ・ 非木造対応したものがよかった方がよい

3. 応援職員の声（住家被害認定調査）

【その他の意見抜粋】

- ・ 非木造の場合はその構造によって入力方法が変わるので、そのフローや具体的にどのように入力するのかを実際の画面で事前に説明してほしかった。
- ・ Survey123やカリキュレーターを事前に操作できる機会があるといい。
- ・ 仕方がないが来島直後の引き継ぎが不十分。 割りあてられた案件次第の面がある。
- ・ 同様の調査を23区するのは時間・財源的にも困難だと感じた。
- ・ 被害認定の迅速性に重きを置くのであれば、認定のさらなる簡略化が必要だと思う。
- ・ 被災前の状態との比較ができないだけに、台風による被害なのか、単なる経年劣化なのかの見極めが難しかった。
- ・ 派遣職員は常に調査に出る形であったため、マニュアルやFAQ整備が難しかった。
町の職員やコーディネーターの方々がそのような役割を担ってくれれば、判断に困ることが少なく、また判断の公平性につながり、より適正に業務が出来たと感じる。
- ・ 初日の引継（OJT）の仕方、培ったノウハウの整理については工夫が必要だと思う。
OJTについてはバラバラに物件を見ず、全員で同じ物件を見て議論したほうが評価軸が平均化されると思う。

3. 応援職員の声（罹災証明交付）

※実際に罹災証明交付業務の応援に従事した都職員よりお話をさせていただきます。

【派遣期間】

令和7年12月10日（水）～12月17日（水） ※第7陣

【主な業務内容】

罹災証明交付

【良かった点】

- ・ 職員作成の引継書の存在
- ・ 半日のOJT
- ・ 使いやすいシステム

【苦勞した点】

- ・ 地理的理解の不足
- ・ 判定にご納得いただけない場合の対応

【その他所感】

- ・ 事前にシステム操作ができるとよい
- ・ 困難案件の判断は八丈町に確認

- 1 都の応援の概要
- 2 被災者相談窓口の設置
- 3 応援職員の声
- 4 まとめ

4. まとめ（今回の対応におけるポイントや今後の課題）

【ポイントその1】 継続的な応援

- ・八丈町とこまめに連絡を取ることで、発災後、約2か月間、切れ目なく計画的に応援を実施

＜苦勞した点や課題＞

- ・判定のバラツキの低減や調査手法の統一化
派遣当初の陣では調査の目線合わせを行うことで統一を図っていたものの、人員入替の関係上、毎回の目線合わせは困難
- ・業務外での不測の事態への対応
島しょ部のため宿泊施設が限られており、職員の宿泊先確保に苦慮。
また、直前での派遣職員の体調不良や天候不良による航空機の欠航等も発生
- ・他自治体への応援要請
今回は基本的に東京都のみで応援を実施したが、人材育成の観点から、都内自治体職員の派遣を検討することも重要



＜現地研修の様子＞

4. まとめ（今回の対応におけるポイントや今後の課題）

【ポイントその2】関係者との連携

- ・ 発災直後から関係者と連携したことによる、早期の体制構築
- ・ 罹災証明コーディネーター制度の有効活用
- ・ 現地ミーティングへのWeb参加による、リアルタイムでの状況把握
- ・ 適時適切な専門家との連携

<苦労した点や課題>

- ・ 連携のタイミング

今回の対応においては、各関係者からの声掛けにより、適切なタイミングで連携ができたが、毎回うまく連携できるとは限らない

- ・ 大規模災害への対応
被災自治体が多数となる場合、今回と同様の対応は困難なことが想定される。



<ミーティングの様子>

4. まとめ（今回の対応におけるポイントや今後の課題）

【ポイントその3】 知見・ノウハウの蓄積

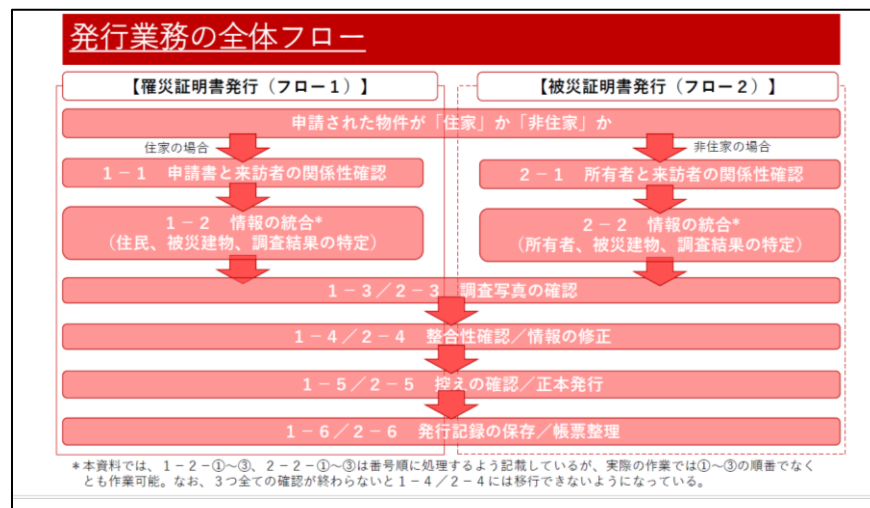
- ・ 都内災害における住家被害認定調査等の支援に関する知見等の蓄積
（人員調整の流れ、支援に関するマニュアル、各種課題の認識等）

<苦労した点や課題>

- ・ 知見等の共有・継承

今後の災害対応に向けて、今回の成果物や課題を関係者等に共有し、継承していくことが重要

（近年の都内での災害において、ここまで大規模に住家被害認定調査等の支援を行った事例はなし）



<応援職員が作成したマニュアル>

■ ご清聴ありがとうございました。

